

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		老人福祉法第 28 条の規定により、老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に規定する措置に係る者から徴収する費用の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市老人福祉法施行細則
条 項		第 14 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課 (電話：048-829-1260)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	災害その他やむを得ない理由により徴収金を負担することができないと認められるとき
	設定等年月日	平成 15 年 3 月 31 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することが困難である
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		